

平成29年度 第12回 四国中央市農業委員会
総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

平成29年度第12回農業委員会総会日程表

日 時 平成30年 3月5日(月) 午後1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター2階 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議 事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明願について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第8 議案第6号 農地中間管理事業の農用地利用配分計画(案)に対する意見について

日程第9 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

日程第10 議案第7号 農地法第3条第2項第5号に基づく下限面積に係る別段面積の設定について

出席委員(18名)

2番 石川 有利

3番 星川 安德

4番 横尾 昇

5番 押条 和司朗

6番 篠原 義尚

7番 鈴木 俊一

8番 武村 美枝子

9番 妻鳥 和美

10番 高橋 博
12番 尾崎 靖雄
14番 高橋 藤信
16番 河村 薫
18番 則友 祝幸

11番 坂上 宏
13番 鈴木 博美
15番 辻 政春
17番 齋藤 伊勢子
19番 石川 武将

欠席農業委員(1名)

1番 大西 嘉一郎

出席農地利用最適化推進委員(24名)

1番 脇 純樹
3番 薦田 悦男
5番 高橋 忠明
7番 宇高 勉
9番 石村 好典
11番 石川 修平
13番 立川 貞美
15番 河村 一碩
17番 鈴木 一郎
19番 加地 照男
21番 越智 寧
24番 高橋 祥志

2番 藤田 紘正
4番 森川 雅之
6番 合田 慎太郎
8番 鎌倉 靜夫
10番 中泉 敏則
12番 高橋 功
14番 三好 忠行
16番 合田 篤夫
18番 真鍋 義孝
20番 渡邊 繁
23番 近藤 良啓
25番 鈴木 敏也

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

22番 尾崎 寿則

出席した職員

事務局長 曾我部 和 司

係 長 岡 田 昇

係 長 石 川 考 太

次 長 大 西 唯 文

係 長 河 村 由美子

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 皆さん、こんにちは。本日は何かとお忙しい中、第12回の農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。3月に入りまして2月の寒さが嘘のように急に暖かくなりました。このまま暖かくなってくればいいのですが、ぶり返しが来るのではないかと思います。どうかこの季節の変わり目、体調には十分気を付けられ、農作業の準備や作業にあたっていただきたいと思います。

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第12回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、1番 大西嘉一郎委員から欠席届けがありましたので、ご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の22番 尾崎寿則委員より欠席届けがありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、13番 鈴木博美委員、12番 尾崎靖雄委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 受付番号48番～49番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてをご説明いたします。受付番号12、豊岡町岡銅の田14筆、畑7筆計21筆の案件については、所有権移転の規模拡大ということです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜、水稻を栽培されるそうです。受付番号13、土居町上野の田12筆、畑3筆、計15筆については、親から子への贈与となっています。条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜、水稻を栽培されるそうです。受付番号14、土居町土居の畑1筆については関連がありますので、次の15番と合わせて説明いたします。土居町中村の畑1筆、計畑2筆については、14番の方が使用貸借、15番の方は所有権移転転となっています。譲受人の〇〇〇さんは新規就農者ということで、平成30年1月16日に辻政春農業委員、高橋藤信農業委員、曾我部局長、岡田でヒアリングを行いました。〇〇〇さんは年齢が52歳、会社員です。今までは知人や親戚の農作業の手伝いで10年以上の経験があるそうです。農機具等については、当面は知人や親戚から借りて行って、徐々に揃えていくということだそうです。現在は仕事をしながらということになるので、両親や奥さんに手伝ってもらいながら、柑橘や野菜の栽培を予定しており、将来的には柑橘の出荷も考えているそうです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。補足説明については委員さんの方からお願いいたします。受付番号16、土居町中村田1筆については所有権移転で小作地を所有地としたいということで小作地開放となっております。条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜、水稻を栽培されるそうです。受付番号17、土居町津根の田1筆、畑1筆、計2筆については、関連いたしまして受付番号18、土居町津根の畑1筆、19番の土居町津根の田6筆については、譲

受人が〇〇さんという同じ方ですので、合わせて説明いたします。
17、18については所有権移転、19については3年間の使用貸借となっております。工業団地に提供した農地の代替地の購入及び農業を続けたいということで使用貸借となっております。条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜、水稻を栽培されるそうです。受付番号20、土居町津根の田1筆については、所有権移転で、規模拡大ということです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。果樹を栽培されるそうです。受付番号21、土居町蕪崎の田1筆については、所有権移転で自宅に隣接しており耕作に便利のためということです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜、水稻を栽培されるそうです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いします。

議 長 受付番号12番 質疑ありませんか。

委 員 特に問題ありません。

議 長 13番

委 員 異議ありません。

議 長 14番、15番

辻委員 まずは15番から、新規就農の関係で14番の6反ほどの畑を借りて、15番の畑を買って農業をするという内容です。先日の聞き取りでは使用貸借も短年契約で柑橘を減農薬でしたり野菜を作ったりという話で、機械についても友人から借りてやるということでした。一番引かかるのは6反の畑に蜜柑を植えたとしても収穫するのに最低3年以上はかかるし、借りる期間が非常に短いし、本当に農業をやるのか疑問に思います。15番の農地193平方メートルを買うのは問題ないが、そのために6反の農地を短期間借りるのではと思うので保留にしたい。

議 長 ただ今の新規就農について追加の説明はございますか。

高橋藤信委員 14番について辻委員の方からお話がありましたが、ヒアリングは行ったのですが、この土居の畑は水が引けない。今言われたように蜜柑を植えても水が引けないことにはどうにもできない。本当に新規就農でやれるのかどうかというのは、ヒアリング以降不安になってきたんです。もう少し待って考えた方が良くはないかと思います。水がないと作物はできないのではないかと。

議 長 譲渡人の〇〇〇〇〇さんはこの畑で以前農作業をしていたんですよね、この方は水をどうされていたのですか。

辻委員 現地を見ると昔の打ち抜きポンプで地下水を汲み上げてしていたと思われる所があるが、今は壊れて使用できない状況です。水を持って来るといってもどこからも難しいのではないかというような場所です。

高橋藤信委員 新規就農者で意欲があっているのですが、現状を考えるとすぐに許可して、後でどうにかなるという可能性もないとは言えないので、辻委員言われたように今回保留にして考えてみた方が良くと思います。

局 長 今回3条ということで法的に縛りがきつく、1回借りると半永久的に借りられる状況にもなるのですが、ヒアリングの時に本人に新規就農についても何とかなりそうで、話はしていますが、できれば3条でなくて他の方式で借りていただいて耕作状態を見て、3条に切り替えていただくという指導を行う方が良くはないかと思います。3条では許可しにくいということで返事をするほうが良いと思うので。今回は保留ということではどうでしょうか。

議 長 14番、15番について他にご意見はありませんか。

議 長 ないようでしたら、続いて16番

委 員 異議ありません。

議 長 17番

委 員 17番から20番まで異議ありません。

議 長 21番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての14番、15番を除いて原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、14番、15番を除いて原案のとおり許可することに決しました。

議 長 議案第1号中、14番、15番については保留ということに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号中14番、15番については保留することに決しました。

議 長 ここで追加議案についてお諮りしたいと思います。本日第7号議案として「下限面積に係る別段面積の設定について」が提出されております。この議案について日程第10として追加することに御異議ございませんか。

委 員 異議なしという声あり。

議 長 格別異議がございませんので、日程第10として議案第7号の追加をいたします。

議 長 日程第4、議案第2号、農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明願申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君。
(岡田係長、受付番号3番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば、
よろしくをお願いします。

議 長 受付番号3番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号 農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明
願について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めま
す。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり許可する
ことに決しました。

議 長 日程第5 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の
事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村由美子さん。

河村係長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画
変更申請は1件です。受付番号4、豊岡町長田の案件については、当
初計画者の〇〇〇〇は許可後体調を崩し、経済的に困難となり計画
を中断して農地として利用していましたが、平成27年に死亡し、相続
人も計画を断念いたしました。継承者は宅地建物取引業を営んでおり
住宅需要のある申請地に建売住宅を建築するものです。申請地は農
地のため議案第4号受付番号21の案件です。以上で説明を終わります。

す。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば、よろしくをお願いします。

議 長 受付番号4番 質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、変更相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第6 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村由美子さん。

河村係長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は、15件です。受付番号12、金生町山田井の案件については、受人は現在借家住まいのため、実家に近い申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号13、妻鳥町の案件については、受人は宅地建物取引業を営んでおり、申請地及び一体利用地を譲り受けて、住宅需要に応えるべく受人・渡人合致の宅地分譲です。所要面積は一体利用地を含めると929.81平方メートルになります。受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致

しています。受付番号14、金田町金川の案件については、受人は建設業を営んでおり、現在自宅を事務所としていますが、手狭であるため、申請地を借り受けての受人・渡人合致の事務所建設です。受人、株式会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。なお、すでに造成されておりますが、始末書が出ています。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号15、上柏町の案件については、受人は借家住まいで子供も成長し手狭になったので、実家に近く生活環境の整った申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号16、村松町の案件については受人は機械製造業を営み、申請地の北西約600メートルに工場を営んでいますが、近接する現在従業員駐車場用地に新たに工場を建設する計画をしましたので、代替地として申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場新設です。受人、川之江造機株式会社代表取締役、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号17、中曽根町の案件については、受人は現在妻の実家の離れで生活していますが、子供も成長し手狭になったので、申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号18、中曽根町の案件については、受人は現在自営業の傍ら賃貸住宅の経営を行っており、交通の便が良く環境に恵まれた申請地を譲り受けての受人・渡人合致の賃貸共同住宅新設です。受人、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号19寒川町の案件については、受人は現在の宅地が手狭なため隣接する申請地を譲り受けて、庭木や家庭菜園として利用する受人・渡人合致の宅地拡張です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号20、豊岡町長田の案件については、受人は現在借家住まいのため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号21、豊岡町長田の案件については、受人は宅地建物取引業を営んでおり、住環境の整った申請地を譲り受けての受人・渡人合致の建売住宅建設です。受人、有限会社〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇〇。議案第3号受付番号4の案件です。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号22、土居町北野の案件については、受人は太陽光発電の設備認定を受け、今後まとまった収入を得るために日照通風の良い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電設備設置です。受人、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号23、土居町土居の案件については、受人は太陽光発電関連事業を営んでおり、日照通風の良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電設備設置です。受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇〇。立地

基準、一般基準ともに合致しています。受付番号24、土居町中村の案件については、受人は申請地の近くで土木建築業を営んでおり、規模拡大のため資材等の置場が不足したため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の資材、土砂置場です。株式会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号25、土居町藤原の案件については、受人は剥離紙等の製造を行っていますが、需要好調なため現在の工場敷地内駐車場用地に生産設備の拡張を計画いたしましたので、駐車場の代替地として隣接する申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場新設です。受人、〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号26土居町天満の案件については、受人は現在両親と同居しており、家族の成長により駐車場と仕事の傍らで行っている大工仕事の資材等の置場が不足してきましたので、隣接する申請地を譲り受けての受人・渡人合致の資材置場及び駐車場です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくをお願いします。

議 長 受付番号12番

委 員 異議ありません。

議 長 13番

委 員 異議ありません。

議 長 14番

委 員 異議ありません。

議 長 15番

委 員 15番、16番異議ありません。

議 長 17番

委 員 異議ありません。

議 長 18番

立川推進委員 ごみが真ん中に置いてあったし、軽トラのぼろも置いてありました。
造成はしていませんので異議ありません。

議 長 19番

委 員 異議ありません。

議 長 20番

委 員 20番、21番異議ありません。

議 長 22番

委 員 異議ありません。

議 長 23番

齋藤委員 譲受人は東京の方ですが、何かあった時には、すぐに連絡が取れる
のですか。

河村係長 ○○○○○○○は全国的な規模で太陽光発電事業、エネルギー
事業を行っている会社です。日本全国で行っているので連絡は大丈夫
だと思います。個人ではないので。

高橋藤信委員 都会の人で土地が安いということで太陽光発電をする業者等が
ありますが、地元の人で何かの時にすぐに間に合う人を探してもらうとい
うことの、土居町の土地改良区では申し合わせがあります。広島に支社
があるので、すぐには来ていただけないと思います。実際に太陽光発電
設備をする北側に家があります。南側に設置するとなると風が吹いた時に
かなり熱風がきます。間に干渉用に植木とか背の高い樹木を植えるようお
願いしたのですが、こういったことがどうなのか。雨が降った時に水が流れ
込む水路がなければ許可はしないという申し合わせがあり、西側に水路
が流れているので問題はないのですが、そのまま使用するのなら、いろん

な問題も出てくるので、土砂が落ちたり、草を刈るとかになった場合にすぐに間に合わないと困るので。今からの太陽光発電設備の設置についてはこういったことも考えていかないと、すぐに許可にするのは難しいと思います。

議 長 24番

委 員 異議ありません。

議 長 25番

委 員 異議ありません。

議 長 26番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第7 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君
(岡田係長、受付番号24番～37番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、受付番号38番から42番については再設定であります。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 それでは受付番号24番、質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 25番

委 員 異議ありません。

議 長 26番

委 員 異議ありません。

議 長 27番

委 員 異議ありません。

議 長 28番

委 員 異議ありません。

議 長 29番

委 員 29番、30番異議ありません。

議 長 31番

委 員 異議ありません。

議 長 32番

委 員 異議ありません。

議 長 33番

委 員 異議ありません。

議 長 34番

委 員 異議ありません。

議 長 35番

委 員 異議ありません。

議 長 36番

委 員 36番、37番異議ありません。

議 長 受付番号38番から42番の再設定について、質疑はありませんか。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第8 議案第6号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君
(岡田係長、受付番号3番～4番を議案書により説明)

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 それでは受付番号3番、質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

辻委員 4番の賃貸借の1反当たり70, 224円について説明をお願いしたいのですが。

局 長 利用集積計画で出てきているのは、総面積で4, 272平方メートルで年間30万円になっていますので、施設込みで借りるということで、施設の償却費が入っていると思われます。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、農地中間管理事業の農用地利用配分計画(案)に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第6号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第9、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文君
(大西次長、受付番号4番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号4番、質疑はありませんか。

横尾委員 寄付部分の用地と接続している水路は現地へ行きましたが、見当たらないので心配なのですが。

大西次長 すみません、担当課の建設課に確認して、横尾委員へ報告したいと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第10 議案第7号、農地法第3条第2項第5号に基づく下限面積に係る別段面積の設定についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君
(岡田係長、議案書により説明)

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 質疑はございませんか。

篠原委員 下限面積は少ないほどいい。将来的には。

局 長 少ないほど有利とか不利というのは関係なく、今新規就農については50アールを耕作しないと就農できないということで、農地法上50アールの縛りがあります。新規就農で50アールの農地を取得するのが難しいので30アールに下げて新規就農を促進し、農地の流動性を図れるということで考えております。

篠原委員 川滝町で30アールでもきつい所があります。

局 長 県内でも今、大洲市が行っていますが、空き家に入居して農地をいっしょに入手していただく場合、家の前の農地を取得することであれば、10アールとか、大洲市では1平方メートルにしています。付いている農地であれば、1平方メートルから取得できるようにしています。四国中央市でも空き家対策室ができて取り組んでいる最中ですので、空き家の取り組みに合わせて、その空き家を取得した場合は少ない面積の農地を取得できるという方向性を次回からは提案していきたいと考えております。川滝についてもそういう方向性で、たとえばIターンで来てくれた人が空き家住宅を取得した場合に農地取得は10アールでもできるように検討していきたいと思っておりますので、対応については次回ということさせていただいたと思います。

議 長 他に何かございませんか。

押条委員 40アールについては、残っているということですか。

局 長 全部30アールとなります。以前からの10アール、20アールの地域はそのまま残すということです。

局 長 時期的にはこの4月1日から適用させていただきたいと思っております。この総会で議決をいただいたら公示をして4月1日から実施したいと考えております。

議 長 他に質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第7号 農地法第3条第2項第5号に基づく下限面積に係る別段面積の設定について原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおりに変更することに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これを持ちまして、第12回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(15:00)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長

石川 省利

委 員

鈴木 博美

委 員

尾崎 靖雄